

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
年金特別会計（健康勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	150,736	10,313	150,736	10,313	保険料債権 10,313百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	174	12	24,876	3,647	25,050	3,660	保険料債権 3,660百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和5年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
年金特別会計（健康勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	144,825	9,533	144,825	9,533	保険料債権 9,533百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	334	21	29,831	4,236	30,165	4,258	保険料債権 4,258百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定によ り債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
年金特別会計（健康勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	142,957	10,253	142,957	10,253	保険料債権 10,253百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	400	22	46,642	6,841	47,042	6,864	保険料債権 6,864百万円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定によ り債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	